

野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

2 意見の募集期間

平成26年12月2日（火）から平成27年1月5日（月）まで

3 意見の募集結果

① 提出者数・意見数	2人	2件
② 提出方法	直接持参	1人 1件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	1人 1件
③ 政策等に反映した意見		0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
その他の意見			
1	粗大ごみを清掃工場等に直接搬入するにあたり、関宿在住者がまめバスを利用して搬入するのは容易ではないので、旧関宿地域に小規模で良いので清掃工場をつくってほしい。	粗大ごみについては、清掃第一課に申込みいただくことにより、ご自宅まで収集に伺う方法を基本としていますので、粗大ごみの直接搬入のために、小規模な清掃工場を建設する考えはございません。 なお、粗大ごみ等を直接清掃工場等に搬入した場合の、一般廃棄物処理手数料について、現在は、1日の搬入量が10kg以下の場合には無料となっていますが、今回の条例改正案では、ごみ減量の推進及び費用負担の公平性の観点等から、10kg以下であっても有料としています。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
2	粗大ごみの持ち込みに関して、不燃ごみと可燃ごみの持ち込み箇所が異なるが、市民がそれぞれの施設を訪れるよりも、清掃工場で不燃ごみも受け入れをし、市がリサイクルセンターへ不燃ごみを運搬する方が効率的ではないか。	清掃工場には、ごみを積み替える設備がないことから、不燃ごみを併せて受け入れることは困難であると考えています。 なお、ご意見について、現在、検討中である、新清掃工場建設の際は、参考とさせていただきます。	修正無し